

入札説明書

宮崎大学（木花）基幹整備（給排水設備等）工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年6月2日

2 契約担当官等 国立大学法人宮崎大学 契約担当役 理事 坂本 秀敬

3 工事概要等

- (1) 工事名 宮崎大学（木花）基幹整備（給排水設備等）工事
- (2) 工事場所 宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地（宮崎大学木花団地構内）
- (3) 工事内容 別冊図面等のとおり
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和9年1月15日（金）まで
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札等を電子入札システムで行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページの電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、原則として認めない。ただし応札者にやむを得ない事情がある場合は、特別に認めるものとする。なお、紙入札方式の参加を希望する場合は、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を、国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課に対し、下記8（1）に掲げる日までに持参により提出しなければならない。
- (7) 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は、原則として認められないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- (8) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する実績評価型総合評価落札方式を実施する工事である。
- (9) 本工事は、週休2日促進工事である。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第3条及び第4条に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした、管工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、A等級又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年 法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年 法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記4（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経

験」の欠格に該当しないこと。

- (5) 平成23年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、屋外給排水管・ガス配管（共同溝内及び埋設（管更生含む））を合算して100m以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち1者が上記の施工実績を有すること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす~~主任技術者又は~~監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
(~~当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。~~)

- ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

- ② 平成23年度以降に、完成・引渡しが完了した上記4(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。(従事期間については全体工期が1年未満の工事は工期の半分以上、全体工期が1年以上の工事は6ヶ月を必要従事期間とする。)(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、1者の~~主任技術者又は~~監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ④ 配置予定の~~主任技術者又は~~監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する~~主任技術者又は~~監理技術者を配置できること。

- ⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(イ)～(チ)の要件を全て満たさなければならない。

(イ) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(ロ) 監理技術者補佐は、建設工事の種類に応じた、一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等の国家資格者、又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ハ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ニ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)については、これら複数の工事を一の工事とみなす)。

(ホ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、公共工事であり、宮崎県内の工事(2件まで)でなければならない。

(ヘ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

(ト) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(チ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- ⑦ 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、別紙様式10を提出すること。

- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け 17文科施第345号 文教施設企画部長通知)に基づく指名停止(以下「指名停止措置」という。)を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
(イ) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
(ロ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
(イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
4) 組合の理事
5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害される場合
組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 九州管内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
なお、「暴力団員」とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役

員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業者（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

(イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

(ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

(ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

(ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(12) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

5 設計業務の受託者等

(1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社別当設計

(2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

① 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、

(イ) については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 担当部局

〒889-2192 宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地

国立大学法人宮崎大学施設環境部企画管理課総務係

TEL 0985-58-7127 FAX 0985-58-2893

メールアドレス kikaku_soumu@miyazaki-u.ac.jp

7 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点、「加算点」は最高12点とする。

② 「加算点」の算出方法は、別表2の評価項目毎に評価を行いその評価点の合計点を加算点とする。

③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目及び評価基準は別表2のとおりとする。

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和8年6月2日(火)から令和8年6月12日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで(ただし、最終日は13時00分まで。)

② 提出先：上記6に同じ

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札参加希望者は、提出場所へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものとする。)することとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 申請書は、別紙様式2により作成すること。

(3) 資料(別紙様式3～10)は、次に従い作成すること。なお、①の同種の工事の施工実績及び③の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績(別紙様式3)

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別紙様式3に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種の工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料(契約書、平面図の写し等)を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しは提出すること。

② 工事成績（別紙様式5）

管工事における令和6年度（過去2年度）以降に完成した工事の工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を別紙様式5に記載すること。

併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。また、経常建設共同企業体については経常建設共同企業体及びその構成員ごとに、管工事における令和6年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和6年度（過去2年度）以降に通知を受けた全ての管工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記iii)の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

i) 別紙様式5における工事成績において、各年度（過去2年度）の平均点が連続で65点未満である場合。

ii) 経常建設共同企業体又はその構成員がi)に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。

iii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和6年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

なお、別紙様式5の「工事成績相互利用登録発注機関」とは、別表1に記載する法人である。

③ 配置予定の技術者（別紙様式4）

上記4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別紙様式4に記載すること。資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。

なお、申請時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、別表2中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず

ず入札した場合においては、指名停止措置を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者が上記４（６）に掲げる資格を有することが確認できる資料、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しは提出すること。

④ 配置予定の技術者の工事成績（別紙様式６）

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた工事が、工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事の場合、かつ令和４年度（過去４年度）以降に完成した工事の場合に、工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を別紙様式６に記載すること（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したものを評価する。）。

併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下に該当するものは、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

・別紙様式６における工事成績において、平均点が６５点未満である場合

⑤ 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお、同種工事の経験については１者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

（４）事故及び不誠実な行為は次に従い作成すること。（別紙様式７）

① 営業停止

全国又は九州地区において、文部科学省から指名停止措置を受けたもの及び宮崎県内において営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後６ヶ月以内（令和８年１月１日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。なお、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について記載すること。

（５）地理的要件（緊急時の施工体制）（別紙様式８）

当該工事施工地域に技術者・資機材等の拠点を有することを判断できる資料を提出すること。技術者・資機材等の拠点とは、本店・支店・技術者が常駐している拠点をいう。

（６）ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別紙様式９）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定を有している場合は、そのことを証明できる資料を提出すること。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済み（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年6月22日(月)までに電子入札システムにより通知する。(ただし、書面により申請した場合は、書面で通知する。)

(8) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料は、提出者に無断で競争参加資格の確認等本入札執行の目的以外に使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

9 競争参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 令和8年6月29日(月) 17時00分まで。
- ② 提出場所： 上記6に同じ。
- ③ 提出方法： 提出場所に持参するものとする。

(2) 契約担当役は、説明を求められた時は、令和8年7月6日(月)までに説明を求めた者に回答する。

10 入札説明書及び図面・参考数量表等に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和8年6月18日(木) 13時00分まで。但し、休日を除く。
- ② 提出先：上記6に同じ。
- ③ 提出方法：別紙質疑書様式により kikaku_soumu@miyazaki-u.ac.jp へ電子メールの添付ファイル(エクセル形式)で送信すること。(送信後、電話にて上記6へ送信した旨連絡すること。)
質疑書様式は下記のホームページよりダウンロードすること。
URL <https://www.miyazaki-u.ac.jp/administration/public/choutatsu-kojo/bid/model.html>

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、令和8年6月25日(木)までに競争参加資格があると認めた参加者全員にメールにて送付する。

11 入札、開札の日時及び場所等

入札書は、令和8年6月30日(火) 13時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。但し、発注者の承諾を得た場合は上記6に持参すること(郵送による提出は認めない)。開札は、令和8年7月1日(水) 10時30分に宮崎大学事務局1階会議室にて行う。

12 入札方法等

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

- (2) 契約保証金 納付。(有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。) なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

14 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し、同時に送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合は、工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また工事費内訳書には、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。なお、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて(通知)」に沿って内訳書に法定福利費を明示すること。加えて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の第12条により、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳の記載をすること。
- (3) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。
- (5) 工事内訳書が、別表(工事費内訳書の確認事項)各号に該当する場合は、宮崎大学競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。ただし、(2)に求める、法定福利費、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳の記載については、試行と扱うものとし、指示を満たしていない場合においても工事費内訳書提出者の入札を無効としない。

15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて電子入札システムにより行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び宮崎大学競争加入者心得【入札保証金納付版】において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に指名停止措置を受けている者等、上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。また、~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受ける入札者が提出期限までに別添の「特別重点調査資料等作成要領」に基づき作成した資料等の提出を行わない場合、資料等の提出後における入札者の責任者からの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、競争加入者心得【入札保証金納付版】第35に違反するものとして、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とするものとする。~~

17 落札者の決定方法

国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第12条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

また、落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第25条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第26条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

18 最低基準価格を下回った場合の措置

① 最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があつた場合は、原則、指名停止措置を行うものとする。

~~なお、入札価格が最低基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費等については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。~~

~~また、特別重点調査においては、最低基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。特別重点調査の詳細については、別紙1「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」を参照すること。~~

② ~~上記①に示した特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については、請負代金額の10分の3以上とし、前金払の割合については請負代金額の10分の2以内とする。この場合においては、国立大学法人宮崎大学工事請負契約事務取扱細則別記工事請負契約基準第4第2項及び第5項中「10分の1」を「10分の3」とし、同基準第34第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。~~

19 配置予定主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任性違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否等

別添契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき3回以内に支払うものとする。

22 工事保険

請負者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険又は建設工事保険契約を締結する

ものとする。

23 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く）以内に、契約担当役に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先：上記6に同じ

② 提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出するものとする。

(2) 契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日から起算して5日（休日を除く）以内に回答する。

24 再苦情申立て

契約担当役からの競争資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記9（2）又は23（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、入札監視委員会が審議を行う。

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出するものとする。提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類の入手先は上記6に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

26 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、宮崎大学競争加入者心得及び契約書（案）を熟読し、遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置を行うものとする。

(5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。

(6) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。

(7) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量表」という。）を参考資料（参考数量）として公開する。数量表は競争参加資格確認申請書の受付後に申請者にメールにて提供する。

(8) 入札参加者は、工事中に想定される重大事故リスクの抽出を行い、受発注者間でリスクコミュニケーションを適切に行うこと。

(9) 労務費ダンピング調査

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア 理由の確認方法：書面（電話によるヒアリング若しくは対面によるヒアリング）

イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

27 電子入札に関する留意事項

電子入札システムにおいて提出書類を送信した後に、不備等が見つかったとしても再度送信することはシステム上できない。必ず提出書類に不備等はないか確認してから送信すること。

- (1) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、電子入札システムより通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- (2) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前でしばらく待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (3) 落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合に実施するくじの日時及び場所については、発注者からメール等により指示する。
- (4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク
電話番号0570-001184
 - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、技術提案書、応札等の締切時間が切迫している等緊急を要する場合は、上記6に連絡すること。
- (5) 競争参加資格確認申請時に添付するファイルの名称は、「会社名（工事名称）」とすること。また、複数ファイルを添付する場合、ファイル名の末尾に番号を付すること。
(例：2つのファイルを添付する場合、1つめのファイル名を「会社名（工事名称）①」、2つめのファイル名を「会社名（工事名称）②」とする。)
- (6) 申請書及び資料等の容量が大きく添付できない場合 **(容量が10MBを超える場合、又は図面等で圧縮すると不鮮明な場合)** は、**電子入札システムにより「競争参加資格確認申請書（別紙様式2のみ）」及び以下の内容を記載した書類（書式は自由。）の2つを送信した後**に、申請書及び資料等を提出期限までに提出場所へ持参又はメールにて送付するものとする。なお、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
 - ・ 持参とする旨
 - ・ 持参する書類の目録
 - ・ 持参する書類の頁数
 - ・ 持参予定日時

申請資料提出前のチェックリスト

以下の事項を必ずチェックしたうえで、資料をご提出ください。

【 提出書類について 】

別紙様式2(競争参加資格確認申請書)

- 文部科学省の一般競争参加資格認定通知書の写し

別紙様式3(同種工事の施工実績)

- 施工実績を証明するCORINS等(CORINSに登録していない場合は、契約書の写し)の写し

※CORINS・契約書等だけでは証明できない条件が求められている場合は、条件を満たしていることが確認できる仕様書、図面、数量表、施工証明書等の該当箇所に必ずマーカー若しくはアンダーラインをつけて提出して下さい。(仕様書、図面、数量表、施工証明書等は一式ではなく、一部のみのご提出で構いません。)

別紙様式4(配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験)

※営業所の専任技術者欄には必ず氏名を記載して下さい。

- 配置予定技術者の工事経験を証明するCORINS等の写し
※別紙様式3の施工実績と同一工事であれば不要
- 配置予定技術者の現況について現在従事中の工事の有無を記載して下さい。また、現在、他工事に従事している場合は、本工事を落札した際の対応措置を記載して下さい。
- 配置予定技術者の資格証の写し
- 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し ※監理技術者を配置する場合のみ
- 参加申請企業と配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係があることを確認できる資料(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可)
※健康保険被保険者証はマイナ保険証へ完全移行した為、提出できません。
- 経営規模等評価決定通知書・総合評定値通知書の写し

(総合評価落札方式(実績評価型)の場合、以下も提出すること)

別紙様式5(工事成績)

※別紙様式5における本工事と同工種の工事とは、入札説明書4.(2)に掲げる工種の工事をいう。

※実績がない場合は、0件と記載して下さい。

- 工事成績評定通知書の写し
※地方公共団体(県・市等)は含まれません。
- 同工種であることが分かるCORINS等の写し

別紙様式6(配置予定技術者の工事成績)

※別紙様式6における同種工事とは、入札説明書4.(5)に掲げる工事をいう。

※実績がない場合は、0件と記載して下さい。

- 配置予定技術者が主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した工事成績評定通知書の写し
※別紙様式5の工事成績と同一工事であれば不要
※地方公共団体(県・市等)は含まれません。
- 配置予定技術者が工事成績の工事に従事したことを証明するCORINS等の写し
- CORINS・契約書等だけでは入札説明書4.(5)に掲げる工事であることが証明できない場合は、入札説明書4.(5)に掲げる工事であることが確認できる仕様書、図面、数量表、施工証明書等の該当箇所に必ずマーカー若しくはアンダーラインをつけて提出して下さい。

別紙様式7(事故及び不誠実な行為)

- 営業停止及び指名停止の通知書の写し
(本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後6ヶ月以内(開札の日の6ヶ月前の日以降に終了)のもの)

別紙様式8(地理的要件(緊急時の施工体制))

別紙様式9(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況)

- ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定を有している場合は、そのことを証明できる資料

(特例監理技術者の配置を予定している場合は以下も提出すること。)

別紙様式10(特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項)

※様式の確認事項をよく読んでから、チェックを記載し、ご提出をお願いします。

【 会社の施工実績の記載について 】

- CORINS・契約書等だけでは証明できない条件(「〇〇設備を含む等, 延べ面積000㎡以上の施工実績等」)が求められている場合は、当該工事の特記仕様書、図面、数量表、施工証明書等が添付されていますか。添付書類には、条件を満たしていることが確認できる箇所に必ずマーカー若しくはアンダーラインをつけて下さい。

【 配置予定技術者の記載について 】

- CORINS・契約書等だけでは証明できない条件(「〇〇設備を含む等, 延べ面積000㎡以上の施工実績等」等)が求められている場合は、当該工事の特記仕様書、図面、数量表、施工証明書等が添付されていますか。添付書類には、条件を満たしていることが確認できる箇所に必ずマーカー若しくはアンダーラインをつけて下さい。

別 表

工事費内訳書の確認事項

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書が特定できない場合
	(6)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されている場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されている場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

工事成績相互利用登録機関（令和 8 年 2 月 5 日現在）

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、出入国在留管理庁（旧入国管理局を含む。）、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27.9.30） " " 予算課（H27.10.1～）
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び北海道開発局営繕部 北海道開発局開発建設部の発注に係る営繕工事（官庁営繕関係を除く） 各地方整備局、河川・道路・公園等の事務所及び管理所の発注に係る営繕工事（港湾関係・官庁営繕関係を除く） 航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部(局)（環境省から施行委任したものに限る）
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

【実績評価型総合評価落札方式】 評価項目、評価基準及び配点

区分	項目	細目	評価基準	配点	満点	
① 企業の技術力	企業の施工能力	平成23年度以降の同種工事の施工実績 ※1	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注した同種工事の実績がある。	3	3	
			その他の発注者が発注した同種工事の実績がある。	1.5		
			同種工事の実績がない。[欠格]	欠格		
		令和6年度(過去2年度)以降に完成した工事の工事成績評定点の平均点	当該工事種別の令和〇年度(過去2年度)以降に完成した工事の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績			2.5
			・83点以上	2.5		
			・81点以上83点未満	2		
			・78点以上81点未満	1.5		
			・75点以上78点未満	1		
			・73点以上75点未満	0.5		
			・73点未満(含実績無し)	0		
	※各年度の平均点が2年連続で65点未満[欠格]	欠格				
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、令和〇年度(過去2年度)以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。[欠格]	欠格				
	配置予定技術者の能力	平成23年度以降の同種工事の施工経験 ※2	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注した同種工事において、主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験がある。	3	3	
			その他の発注者が発注した同種工事において、主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験がある。	2		
			同種工事において、主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験がある。	1		
			同種工事の経験がない。[欠格]	欠格		
		令和4年度(過去4年度)以降の同種工事の工事成績評定点の平均点	同種工事の施工経験として提出した工事について主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績(令和〇年度(過去4年度)以降に完成した工事に限る) ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績			2.5
			・83点以上	2.5		
			・82点以上83点未満	2.25		
			・81点以上82点未満	2		
・80点以上81点未満			1.75			
・79点以上80点未満			1.5			
・78点以上79点未満	1.25					
・77点以上78点未満	1					
・76点以上77点未満	0.75					
・75点以上76点未満	0.5					
・73点以上75点未満	0.25					
・73点未満(含実績無し)	0					
※65点未満[欠格]	欠格					

【実績評価型総合評価落札方式】 評価項目、評価基準及び配点

② 企業の信頼性・社会性	法令遵守 (コンプライアンス)	事故及び不誠実な行為 ※3	(当該区域における国土交通省の営業停止又は文部科学省の指名停止期間終了後3～6ヶ月以内の当該工事の入札執行の有無)		0
			・あり。	▲ 1	
			・なし。	0	
	地域精通度	地理的要件(緊急時の施工体制) ※4	(拠点の有無)		0
			・当該工事施工地域(宮崎県内)に技術者・資機材等の拠点あり	0	
			・当該工事施工地域(宮崎県内)に技術者・資機材等の拠点なし	▲ 1	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認定の有無) ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済み(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) ○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定) ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		1
			・あり。	1	
			・なし。	0	
	合計				—

※1 「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律127号)第2条第1項により規定する法人をいう。(国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む)

※2 「本工事と同工種の工事」とは入札説明書に掲げる工種の工事をいう。

※3 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ① 九州・沖縄地区における指名停止又は宮崎県内における営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ② 九州・沖縄地区における指名停止又は宮崎県内における営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ③ 九州・沖縄地区における指名停止又は宮崎県内における営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
- ④ 九州・沖縄地区における指名停止又は宮崎県内における営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

※4 「技術者・資機材等の拠点」とは、本店・支店・技術者が常駐している拠点をいう。

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 宮崎大学（木花）基幹整備（給排水設備等）工事
2. 電子入札システムでの参加ができない理由（必須）

上記工事は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては、上記理由により電子入札を利用しての参加ができないため、今回に限り紙入札方式での参加を希望致します。

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学
契約担当役 理事 殿

住 所
法人名等
代表者氏名
連絡先

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人宮崎大学
契約担当役 理事 殿

住 所 〒〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称 株式会社〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇〇 〇〇
担当者氏名 〇〇〇 〇〇
電話番号
FAX番号
E-mailアドレス

令和 8 年 6 月 2 日付けで公告のありました宮崎大学（木花）基幹整備（給排水設備等）工事に係る一般競争入札について、競争参加資格を確認されたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、以下の 1 から 7 について誓約します。

- 1 . 国立大学法人宮崎大学契約事務取扱規程第 3 条及び第 4 条に該当しない者であること。
- 2 . 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 . 工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 4 . 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- 5 . 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- 6 . 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 7 . 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

- 1 . 入札説明書 記 8（3）から（6）に定める内容を記載した書面（別紙様式 3～別紙様式 1 0）
- 2 . 上記を証明する契約書（CORINS）、施工図面、資格者証等の写し

※別紙様式 1 0 については特例監理技術者の配置を予定している場合のみ提出すること。

同 種 工 事 の 施 工 実 績

法人等名： _____

競争参加資格		平成23年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した、屋外給排水管・ガス配管（共同溝内及び埋設（管更生含む））を合算して100m以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、1者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
工 事 名 称 等 要	工 事 名 称	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	
	構 造	
	建 物 用 途	
	工 事 内 容	
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号） ・ 無

配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

法人等名： _____

配置予定技術者の従事役職・氏名		主任（監理）技術者 ○ ○ ○ ○
法令による資格・免許		(例) 1級管工事施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（交付年、交付番号及び登録会社） 監理技術者講習（修了年、修了証番号）
工 事 経 験 の 概 要	競争参加資格	平成23年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、屋外給排水管・ガス配管（共同溝内及び埋設（管更生含む））を合算して100m以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、1者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。
	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	（都道府県名・市町村名）
	契約金額	
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態等	単体 / 共同企業体（出資比率 %）
	従事役職	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人
	構造	
	工事内容	
CORINSへの登録	有（CORINS登録番号） ・ 無	
申請時における他工事の従事状況等	現況	<input type="checkbox"/> 現在従事中の工事がある <input type="checkbox"/> 現在従事中の工事はない
	工事名称	
	発注者名	
	工期	年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	従事役職	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人
	専任性	<input type="checkbox"/> 専任工事 <input type="checkbox"/> 非専任工事
	本工事と重複する場合の対応措置	
営業所の専任技術者（注）		
（注）本工事の配置予定技術者と重複しないことを確認するために記載をすること。		

工 事 成 績

法人等名： _____

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、本工事と同工種の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎（令和7年度にあたっては、競争参加資格申請書提出期限までに工事成績を受けた工事）に平均点を算出する。

発注機関：工事成績相互利用登録発注機関	令和6年度	令和7年度
a：各年度の工事件数	a 1＝	a 2＝
b：各年度の工事成績の合計点数	b 1＝	b 2＝
x：各年度の平均点 $x=b/a$	x 1＝	x 2＝
y：過去2年間の平均点 $y=(b1+b2)/(a1+a2)$	y 1＝	

注1 本工事と同工種の工事とは、入札説明書4.(2)に掲げる工種の工事をいう。

注2 実績がない場合はその旨を記入の上、提出すること。

注3 「工事成績相互利用登録発注機関」とは、別表1に記載する機関をいう。

※地方公共団体は含まれないため注意すること。

注4 各年度の平均点及び過去2年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入すること。

注5 工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

注6 経常JVで参加する場合は、経常JVとして通知を受けた工事成績を記載すること。

また、経常JVとしての工事成績がない場合は、すべての構成員が受けた工事成績の構成員毎の平均点を算出すること。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和6年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有 ・ 無
事例	
工事名	
発注機関名	
完成年月日	年 月 日
引渡年月日	年 月 日
具体的な内容	(発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等を記載すること。)

注1 「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

配置予定技術者の工事成績

法人等名： _____

1. 以下の様式に従い、配置予定技術者の同種工事の施工経験のうち、令和4年度（過去4年度）以降に完成・引渡しが完了した工事成績評定の平均点を算出する。

発注機関： 工事成績相互利用登録発注機関	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
a：各年度の工事件数	a 1=	a 2=	a 3=	a 4=
b：各年度の工事成績の合計点数	b 1=	b 2=	b 3=	b 4=
x：各年度の平均点 $x=b/a$	x 1=	x 2=	x 3=	x 4=
y：過去4年間の平均点 $y = (b 1 + b 2 + b 3 + b 4) / (a 1 + a 2 + a 3 + a 4)$	y 1=			

注1 同種工事とは、入札説明書4.(5)に掲げる工事をいう。

注2 実績がない場合はその旨を記入の上、提出すること。

注3 「工事成績相互利用登録発注機関」とは、別表1に記載する機関をいう。

※地方公共団体は含まれないため注意すること。

注4 各年度の平均点及び過去4年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入すること。

注5 工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

事故及び不誠実な行為

法人等名： _____

1. 営業停止

宮崎県を区域に含む営業停止措置のうち、本工事の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関	営業停止の期間
(例) 国土交通省九州地方整備局	年 月 日から 年 月 日 (ヶ月)

2. 指名停止

全国又は九州地区において、国立大学法人宮崎大学又は文部科学省から受けた指名停止措置のうち、本工事の開札日から起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関	指名停止の期間
(例) 文部科学省	年 月 日から 年 月 日 (ヶ月)

注1 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

注2 措置を受けていない場合は、その旨を空欄に記入の上、提出すること。

注3 経常JVで参加する場合は、各構成員が受けたすべての措置を記載すること。

地理的要件 (緊急時の施工体制)

法人等名 : _____

営業所の名称		所在地 (郵便番号・住所)	電話番号
営主 業た る所	本社		
従 た る 営 業 所			

現場から最寄りの本店 (支店または営業所) までの距離及び所要時間

営業所名 ()

距離		例) 10 キロ
所要時間		例) 20 分

※当該工事施工地域に技術者・資機材等の拠点を有することを判断します。

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

法人等名： _____

・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）	有 ・ 無
・次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみんな認定企業・くるみんな認定企業・プラチナくるみんな認定企業）	有 ・ 無
・青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	有 ・ 無

注1 有・無のいずれかに○をつけること。

注2 認定を受けていることを証明できる資料を添付すること。

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

法人等名： _____

<input type="checkbox"/>	特例監理技術者の配置を予定している。
<input type="checkbox"/>	(1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
<input type="checkbox"/>	(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は宮崎県内の工事でなければならない。
<input type="checkbox"/>	上記項目を全て満たしている。

✓を記載すること

※競争参加資格確認時は、本チェックリストの確認のみとする。
要件を確認するための資料は、落札決定後に提出を求める。

提出書類の例（下線部が提出書類）

<p>(1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 ・ <u>監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）</u></p> <p>(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ・ <u>(1) の提出書類と同じ</u></p> <p>(3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ・ <u>監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類</u></p> <p>(4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。 ・ <u>特例監理技術者が兼務する工事の CORINS の写し等</u></p> <p>(5) 特例監理技術者が兼務できる工事は宮崎県内の工事でなければならない。 ・ <u>(4) の提出書類と同じ</u></p> <p>(6) 兼務できる工事規模はそれぞれ予定価格で 2 億円未満の工事とする。 ・ <u>(4) の提出書類と同じ</u></p> <p>(7) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。</p> <p>(8) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。</p> <p>(9) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 ・ <u>(6) ～ (8) について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類</u></p>

【案】
工 事 請 負 契 約 書

工 事 名 宮崎大学（木花）基幹整備（給排水設備等）工事

請負代金額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也（税込）

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇,〇〇〇,〇〇〇円也）

発注者 国立大学法人宮崎大学 契約担当役 理事 坂本 秀敬 と 受注者 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第 1 条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第 2 条 工事は、宮崎県宮崎市学園木花台西 1 丁目 1 番地（宮崎大学木花団地構内）において施工する。

第 3 条 着工時期は、令和 8 年 月 日とする。【契約日の翌日】

第 4 条 完成期限は、令和 9 年 1 月 1 5 日とする。

第 5 条 契約保証金は、金【契約金額の 10 分の 1】円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第 6 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について【~~建設工事保険・組立保険~~】契約を締結するものとする。

第 7 条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき 3 回以内に支払うものとする。

第 8 条 請負代金は、金【契約金額の 10 分の 4】円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から 1 4 日以内にするものとする。

第 9 条 請負代金は、金【契約金額の 10 分の 2】円以内の額を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から 1 4 日以内にするものとする。

第 1 0 条 請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求書は、宮崎大学施設環境部企画管理課に送付するものとする。

第 1 1 条 完成通知書は、宮崎大学施設環境部施設整備課に送付するものとする。

第 1 2 条 解体工事等に要する費用等については、別紙のとおりとする。

第 1 3 条 ~~別記の工事請負契約基準第 1 0 第 1 項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」及び「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。~~

第 1 4 条 別記の工事請負契約基準第 3 5 第 9 項、第 5 3 第 3 項及び第 5 5 第 2 項中の遅延利息率は、「年 3. 0 %」である。

第15条 別記の工事請負契約基準第37を次のとおり読み替えるものとする。

第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第16条 別記の工事請負契約基準第46第1項第11号イを次のとおり読み替えるものとする。

第46第1項第11号イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

第17条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第18条 この契約に定めのない事項については、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地
国立大学法人宮崎大学
契約担当役 理事 坂本 秀敬

受注者 【住 所】
【法人等名】
【代表者氏名等】

(注) 1 第12条解体工事等に要する費用等の別紙については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の施工に伴う工事請負契約書の変更等について（平成14年6月14日付け監理室長事務連絡）」の別紙①～③のうち該当するものを添付すること。また、落札者から説明書（同事務連絡参考書式6）の交付及び説明を受け、分別解体等の方法等について適切であることを確認すること。